

2022年1月19日

J-NET株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第18版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた要請・通達に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第11版）について2022年1月19日に公表させていただいております。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた、まん延防止等重点措置が、対象エリアにて1月21日から適用されます。

なお、弊社は政府から企業に対しての要請を受け、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用により、出勤者数の削減の取組を強力に推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤の実施を継続することとします。

引き続き、ご契約いただいておりますお客様及び関係各所の皆様には、ご不便をお掛けしませんよう、最大限の努力で全社取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上